



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 エキサイト株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 今川 聖
(コード番号：3754 JASDAQ)
問い合わせ先 取締役 CFO 岩崎 達士
(電話：03-6450-2729)

「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 4 月 21 日開催の取締役会において、下記の通り「内部統制システムに関する基本方針」の一部改定（平成 27 年 5 月 1 日施行）を決議しましたので、お知らせいたします。
(変更箇所は下線で示しております。)

記

1. 改定の目的

平成 27 年 5 月 1 日施行の改正会社法および改正会社法施行規則を踏まえ、「内部統制システムに関する基本方針」を一部改定する。

2. 改定後の「内部統制システムに関する基本方針」

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、関連法規の遵守を図るため、以下のとおり内部統制システムを適切に整備・運用するとともに、その継続的改善に努めるものとする。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会、監査役会及び会計監査人によって構成される経営管理体制を前提とする。
- ・取締役会は、取締役会規程その他の規定に基づき、取締役の業務分担その他の経営上の重要事項について決定を行い、または報告を受け、各取締役の職務執行上の適法性、定款適合性を確認する。
- ・取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行うとともに、取締役会規程その他の規定に基づき、職務執行の状況を取締役会に報告する。また、各取締役は、他の取締役の職務執行の法令および定款への適合性に関し、相互に監視する。
- ・監査役会は、監査役会規程及び監査役監査基準その他の規定に基づき、内部統制の整備状況を監査し、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報及び意見の交換を行う。
- ・当社は、内部監査室長を委員長とし、社内関連部署から選定された委員及び外部有識者（顧問）を構成員とし、常勤監査役をオブザーバーとして加えて定期的に開催される安全・コンプライアンス委員会を設置し、経営理念、経営目標及びコンプライアンスプログラム（規程）、企業行動基準に基づき、取締役の職務執行の過程或いは結果として生ずる種々業務に於けるコンプライアンス上の危機及び問題を監視し、適宜弁護士等外部専門家の助言を得ながら問題の原因、対策を通常業務ラインから独立して討議の上その結果を社長に諮問する。
- ・商取引管理及び経理に関する社内規程を整備するとともに、チーフフィナンシャルオフィサーを設置し、財務報告の適正性を確保するための体制の充実を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・職務執行に係る情報について、情報セキュリティガイドライン（規程）に基づき、管理責任者の明確化、情報管理区分の設定を行うとともに、文書の取扱における諸規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等をはじめとする各種文書を適切に作成することとし、これら文書その他の職務執行に係る情報はその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができる。
- ・財務情報、経営計画等の重要な経営情報について、法令等に定めるもののほか、ウェブサイト等を通じ、適時・適切な開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・当社は、取締役会にて定期的に重要事業のリスクの見直しを行う他、定期的および随時開催される本部長会等を通じて、業務遂行上のリスク、コンプライアンス上のリスク及び財務報告等の開示に関するリスクについて、そのリスクに応じたリスクマネジメント活動を行う。
- ・リスクマネジメントにおける重要事項については、取締役会に報告する。
- ・業務執行に係るリスク（個人情報漏洩等の事故、情報システムの停止、与信に関わる重大な事故等）を具体的かつ網羅的に認識し、その把握と管理に努め、リスク顕在時の報告体制を危機管理規程に定める。
- ・危機管理規程に基づき、リスク顕在時には社長に速やかに報告を行うとともに、初動対応は社長の指示に基づき安全・コンプライアンス委員長を本部長とする危機管理本部を設置し、平常時と異なる組織体制にて迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、諸規程に基づき取締役会において審議承認された後、執行決定を行う。
- ・取締役会等の決定に基づく業務執行は、事業部長・室長会議、部会及び全社員集会等により従業員に周知徹底を図る。
- ・業務執行は、業務分掌規則に基づく明確な分担および職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使により行う。
- ・業務執行の実行状況は、定期的に本部長会でレビューされ、その結果は取締役会に報告される。
- ・意思決定の迅速化、内容の適正等を確保するためのIT基盤を整備し、電子稟議等を導入する。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・経営理念、経営目標、コンプライアンスプログラム(規程)、企業行動基準及び就業規則を業務運営における判断の基準とし、経営者及び各部署長はこれらを従業員に対し周知徹底することにより法令および定款への適合性を確保する。
- ・従業員の職務執行は、職務権限規程、業務分掌規則に基づく明確な分担および職務権限規程に基づく明確かつ適正な決裁権限の行使及び適正な業務処理により行う。
- ・社長直属の内部監査室を設置し、各部署の業務執行の統制状況、内部統制システムの有効性に対する定期的な監査により法令等への適合性を確保する。
- ・管理部門による稟議書審査、金銭収受を伴う案件の財務経理室合議により、意思決定の妥当性を都度検証する。
- ・安全・コンプライアンス委員会を設置して、コンプライアンス体制の整備および維持を図る。
- ・安全・コンプライアンス委員長は、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した

場合には直ちに社長に報告する。

- ・法令違反その他のコンプライアンスに関する重大事実について、内部情報提供制度規程に基づき安全・コンプライアンス委員長および常勤監査役を窓口とした内部通報体制を整備し、その運用を行う。
- ・社会秩序や企業の健全な行動に悪い影響を与える個人・団体に対して法令及び企業行動基準に基づき常に注意を払うとともに、その不当要求に対しては組織的な対応をとって、このような個人・団体とは一切関わらない。
- ・内部監査室は内部統制室等と共同し、法令及び社内規程遵守のための定期的な講習会の実施やマニュアルの作成・配布等従業員に対する教育体制を整備し、また、定期的な見直しにより内容の充実を図る。

6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社、子会社及び関連会社全体での内部統制強化の観点から、子会社及び関連会社に非常勤取締役及び非常勤監査役を派遣し、その指導、監督を通じて子会社及び関連会社の取締役等及び使用人の職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合していること等経営の適正性を監視し、また、定期的に子会社常勤役員より経営方針、業務実績、業務執行の適正性等につき報告を受け、情報の共有化を図ることにより各社における業務執行の適正性を確保する。
- ・内部監査室は、子会社を内部監査の対象とする。
- ・当社は、子会社及び関連会社のリスクマネジメントに関して、連結対象会社経営管理規則を整備し、その運用を行う。
- ・取締役及び子会社の取締役は、子会社及び関連会社において、リスクマネジメントにおける重要事項及び法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、速やかに監査役に報告するものとする。
- ・当社は、子会社にコンプライアンス責任者を任命し、コンプライアンス体制の強化を図るとともに、グループ安全・コンプライアンス委員会に定期的に参加させ情報交換を図り、子会社の状況の把握に努め連携体制を整えるものとする。
- ・子会社が、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、また、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社安全・コンプライアンス委員長に報告するものとする。安全・コンプライアンス委員長は直ちに改善策の措置を求めることができるものとする。

7. 監査役の監査に関する事項

- ・監査役の職務を補助するため、監査役の要請があれば管理部門の使用人を事務局員として配置し、当該使用人は社内規程に基づき監査権限を有するものとする。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は、監査役の下で監査事務に関する業務を行うこととし、事務局員の異動及び人事評価等については、監査役との協議を要するものとする。
- ・監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、会社は予算措置を講じ外部専門家を独自に起用することができる。
- ・取締役は、法令に基づき行われる監査役監査において、職務執行の状況、経営に重要な影響を及ぼす事実等の重要事項について、定期的に監査役に報告する。
- ・取締役は、取締役会および安全・コンプライアンス委員会等において、内部統制システムの機能状況等の経営上の重要事項について、監査役との間で情報を共有するとともに、必要に応じて監査役より報告を受ける。
- ・当社、子会社及び関連会社の役員等及び使用人は、監査役に対して、当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ・当社は、監査役に対して報告したことを理由として不利益を被らないようにすることを保証する。

8. 財務報告の信頼性の向上

- ・金融商品取引法に基づく財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため、経理規程等の社内規程に基づいて整備された業務プロセスの適正な運用を通じて、財務報告の信頼性の向上を図る。また、財務報告の適正性確保に係る法令の改訂・施行に適切に対応する。
- ・内部監査室及び内部統制室を設置し、財務経理室、監査役及び会計監査人との緊密な連携のもと、財務報告の適正性を確保するための体制の整備並びに運用について定期的にモニタリングを行いその適正性を確保する。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

- ・ 当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な要求にも応じないことを基本方針とする。
- ・ 当社は、取締役及び使用人に基本方針を周知徹底するとともに、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と密接に連絡を取り、組織全体としての的確に対応する。

以上